畜舎特例法について

赤字：令和5年4月1日改正

・畜産業の国際競争力の強化のために、**省力化機械の導入**や**規模拡大による効率化**に取り組む必要
・畜舎を建築する場合、建築基準法の基準に基づく必要があるが、**建築コストが経営実態からみて過大**

令和４年４月１日　「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（畜舎特例法）施行

畜舎建築利用計画を作成し都道府県知事の認定を受けた場合に、
建築基準法の適用が除外され、畜舎特例法の基準等により畜舎等の建築等をすることが可能。

令和５年４月１日　畜舎特例法の対象に保管庫等を追加（省令改正）

対象となる畜舎

- **畜舎**又は**堆肥舎**

（追加）

倉庫・車庫※、排水処理施設、発酵槽等

※畜産経営に必要な物資等を保管するものに限る

- **市街化区域の外及び用途地域の外**に建築
- **高さ16m以下**の**平屋**で居住のための居室を有さないもの
- **建築士が設計**したもの

畜舎特例法による畜舎のメリット

〇構造等の基準が緩和

〇面積3,000㎡以下は技術基準の審査等が不要

〇工事完了時は完了検査は不要で届出のみ

〇木造の畜舎の間を渡り廊下でつなぎ

3,000㎡超の建築が可能

〇倉庫・車庫について、一定の条件の下で建築基準法の防火基準よりも緩和

認定状況

都道府県	認定件数（件）
北海道	34
宮崎県	28
群馬県	25
愛知県	14
栃木県	11
その他	112
合計	224

令和5年3月31日時点

◎手続については、建築予定の都道府県の畜産担当課にご相談ください。

畜舎特例法の詳細はこちら →

畜舎整備に活用可能な事業

【酪農・畜産】畜舎を整備したい

● **畜産クラスター事業　【R4補正（一部基金）】：555億円（所要額）の内数**

地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

① 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置付けられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」

② 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」

③ 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」

④ 飼料自給率の向上を図るため、飼料増産の取組を支援する「飼料増産優先枠」※

※④については、畜舎整備にはご利用いただけません。

（補助率：1／2以内
支援対象者：中心的な経営体）

● **畜産経営体質強化支援資金融通事業　【R4補正（基金）】**

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を措置します。

（融資枠：35億円(既存基金を活用、R5.3月末時点)
基金管理団体：民間団体）

● **強い農業づくり総合支援交付金　【R4当初】：126億円の内数**

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

（交付率：都道府県へは定額
（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）

【酪農・畜産】簡易畜舎を整備したい

● **酪農経営支援総合対策事業**
【R5 ALIC事業】：46億円の内数

後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：生産者団体等）

● **肉用牛経営安定対策補完事業**
【R5 ALIC事業】：36億円の内数

繁殖雌牛の増頭に取り組む生産者集団等（生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等）が行う、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎（育成牛舎を含む。）の整備、器具機材の導入等を支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：都道府県団体、民間団体）

簡易畜舎とは？

増頭等のために補助的に使用する畜舎等
木造・パイプハウスの場合
・ 500㎡以下
鉄骨の場合
・ 200㎡以下　　等

家畜の増頭・導入等に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を増頭・導入したい

● **畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業**
（増頭奨励事業）　【R4補正（基金）】:64億円（所要額）

・ 輸出に適した和牛肉を増産するため、畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率：定額（繁殖雌牛飼養頭数が50頭未満の経営体：24.6万円/頭
50頭以上の経営体：17.5万円/頭）
事業実施主体：民間団体

● **肉用牛経営安定対策補完事業　【R5 ALIC事業】:36億円の内数**

・ 中核的担い手育成増頭推進
地域の中核的担い手又は生産者集団が、優良繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

・ 遺伝的多様性等に配慮した改良基盤確保
生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

補助率：定額（中核的担い手育成増頭推進　8万円／頭、10万円／頭
遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入　6万円／頭、9万円／頭
優良な繁殖雌牛の導入　4万円／頭、5万円／頭）
事業実施主体：都道府県団体、民間団体

● **畜産生産力・生産体制強化対策事業　【R5当初】:4億円**

・ 繁殖肥育一貫経営化に向け、交雑種雌牛を借り腹として和牛の受精卵移植を行うことによる繁殖雌牛確保の取組を支援します。

補助率：定額（交雑種の導入：15千円／頭）
1／2以内（受精卵移植経費：7万円／頭、
発情同期化経費：5千円／頭を上限）
事業実施主体：都道府県団体、民間団体

● **公共牧場機能強化等体制整備事業　【R5当初】:0.5億円**

・ 輸出に適した優良な和牛を生産するための繁殖雌牛の導入を支援します。

補助率：1／2以内(上限有)
事業実施主体：地方公共団体、生産者集団等

【酪農】乳用後継牛を育成したい

● **酪農経営支援総合対策事業　【 R5 ALIC事業】:46億円の内数**

・ 後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。

補助率：定額（広域預託 上限3．1万円／頭）
事業実施主体：民間団体等

【養豚】優良種豚を導入したい

● **養豚経営安定対策補完事業　【R5 ALIC事業】:13億円の内数**

・ 生産コストの低減を図るため、生産者集団等による優良純粋種豚の導入等を支援します。

補助率：1／2以内、1／3以内（上限有）
事業実施主体：民間団体等

【酪農・畜産】施設整備と一体で家畜を導入したい

● **畜産クラスター事業【 R4補正（一部基金）】:555億円（所要額）の内数**

・ リース方式の施設整備と併せて、家畜導入を支援します。

補助率：1／2以内（上限有）
支援対象者：中心的な経営体

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい

● **酪農経営支援総合対策事業　【R5ALIC事業】:46億円の内数**

①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。

（補助率:定額、1／2以内　等
事業実施主体:生産者団体等）

● **肉用牛経営安定対策補完事業　【R5ALIC事業】:36億円の内数**

肉用牛ヘルパー（肉用牛農家が相互に助け合う取組）を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。

（補助率:1／2以内
事業実施主体:生産者団体等）

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい

● **畜産ICT事業　【R5当初】:7億円の内数**

● **酪農緊急パワーアップ事業　【R5 ALIC事業】:65億円の内数**

酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援します。

（補助率:定額、1／2以内
事業実施主体:民間団体）

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい

● **畜産クラスター事業**

【 R4補正（一部基金）】:555億円（所要額）の内数

畜産クラスター計画に位置付けられたCS（キャトルステーション）、CBS（キャトルブリーディングステーション）の整備等を支援します。

（補助率:1／2以内　支援対象者:中心的な経営体）

● **酪農経営支援総合対策事業　【R5 ALIC事業】:46億円の内数**

乳用牛を広域的に預託する取組を支援します。

（補助率:定額（上限3.1万／頭）、事業実施主体:民間団体等）

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい

● **畜産クラスター事業**

【 R4補正（一部基金）】:555億円（所要額）の内数

地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。また、飼料増産に必要な施設・機械の導入のための飼料増産優先枠を拡充し、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。

（補助率:1／2以内　支援対象者:飼料生産組織等）

● **強い農業づくり総合支援交付金　【R5当初】:121億円の内数**

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備を支援します。

（補助率:1／2以内　事業実施主体:農業者団体等）

● **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
飼料生産組織強化対策　【R5当初】:3億円の内数

飼料生産組織の機械導入や作業効率化・運営強化、地域ぐるみの飼料増産への支援により、国産粗飼料の生産拡大を推進します。

（補助率:定額、1／2以内　事業実施主体:農業者団体、協議会等）

● **飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち**
飼料生産組織の規模拡大等支援【R4補正】:30億円の内数

飼料生産組織の規模拡大に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置費用のほか、安定的に国産飼料を畜産農家に供給する取組を支援します。

（補助率:定額、1／2以内、支援対象者:生産者集団等）

【肉用牛】公共牧場を強化したい

● **公共牧場機能強化等体制整備事業　【R5当初】:0.5億円**

輸出に適した優良な和牛を生産するための施設・機械、放牧地の整備等を支援します。

（補助率:定額、1／2以内
事業実施主体:地方公共団体、生産者集団等）

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業①

子実用とうもろこし等の飼料作物を生産したい

● **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
国産濃厚飼料生産・利用拡大対策 **R5当初：3億円の内数**

子実用とうもろこし等の生産拡大を図るため、実証に必要な収穫専用機械のレンタルや導入、保管・調製に係る整備等を支援します。

〔 補助率：定額、1／2以内、実施主体：生産者集団等 〕

● **水田活用の直接支払交付金** **R5当初：2,940億円**

水田における子実用とうもろこしを含む飼料作物等の生産を支援します。

①飼料作物：3.5万円/10a ※1
②子実用とうもろこし支援※2 ：1万円/10a
支援対象者：販売農家等

※1：多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10a
※2：「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた取組の場合、①に加えて支援

● **畑作物産地形成促進事業** **R4補正：300億円**

子実用とうもろこし等の低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

〔 子実用とうもろこし：4万円/10a、支援対象者：販売農家等 〕

※令和6年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算（畑地化加算）
※本事業の支援を受ける場合、「水田活用の直接交付金」の①は支援対象外（②は対象）

● **畑地化促進事業** **R4補正：250億円**

水田を畑地化して、子実用とうもろこしや飼料作物（牧草等）を含む畑作物の本作化に取り組む農業者を支援します。

①畑地化支援：14.0万円/10a
②定着促進支援：2.0万円/10a×5年間
または
10.0万円/10a（一括）
支援対象者：販売農家等

※畑地化の取組は、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田から除外する取組を指す

● **環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策** **R5当初：63億円の内数**

地球温暖化対策などによる持続可能な社会の実現に向け、畜産・酪農における温室効果ガス排出の削減と持続可能な畜産経営の確立を図るため、酪農・肉用牛経営が行う温室効果ガス削減の取組を支援します。

〔 補助率：定額、実施主体：生産者 〕

飼料生産組織を強化したい

● **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
飼料生産組織強化対策 **R5当初：3億円の内数**

飼料生産組織が取り組む、①飼料の生産販売や作業受託の拡大などの飼料生産組織の運営強化、②地域ぐるみでの飼料の増産強化に向けた支援、③ICTの活用等による作業の効率化等の取組を支援します。

〔 補助率： 定額、1／2以内、実施主体：生産者集団等、地域協議会等 〕

● **飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち**
飼料生産組織の規模拡大等支援 **R4補正：30億円の内数**

飼料生産組織の規模拡大に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置費用のほか、安定的に国産飼料を畜産農家に供給する取組を支援します。

〔 補助率：定額、1／2以内、支援対象者：生産者集団等 〕

● **畜産クラスター事業** **R4補正 ：555億円（所要額）の内数**

地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた飼料生産受託組織に対し、飼料増産の取組に必要な機械の導入及び施設の整備を支援します。また、飼料増産に必要な施設・機械の導入のための飼料増産優先枠を拡充し、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。

〔 補助率：1／2以内、支援対象者：飼料生産組織等 〕

● **強い農業づくり総合支援交付金** **R4当初：126億円の内数**

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

〔 補助率： 1／2以内、実施主体：農業者等 〕

放牧を始めたい

● **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
放牧活用型持続的畜産生産推進 **R5当初：3億円の内数**

放牧技術の習得、普及啓発の取組、牧柵、放牧地の簡易な整備、放牧管理における省力化機器の導入等の持続的な畜産物生産の推進に向けた放牧の取組を支援します。

〔 補助率：定額、1／2以内、実施主体：生産者集団等 〕

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業②

国産飼料の利用を拡大したい

● **飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち**
耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業 **R4補正：30億円**

農協等が地域農業再生協議会等と耕畜連携協議会を構築し、協議会に参画する畜産農家と耕種農家が長期の利用供給契約により国産飼料の利用拡大を図る取組を支援します。〔 補助率：定額、1／2以内、実施主体：協議会等 〕

● **飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち**
国産粗飼料流通体制定着化 **R4補正：30億円の内数**

国産粗飼料取扱業者（販売業者）が畜産農家に、国産粗飼料の販売計画を提示して複数年にわたる販売契約を締結して行う広域流通の取組に対して支援します。〔 補助率：定額、実施主体：飼料販売業者等 〕

● **飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち**
飼料流通合理化対策 **R5当初：18億円の内数**

県域を越えた効率的な国産粗飼料の流通実証に必要な保管施設の設置や機械のリース等に係る経費等を支援します。〔 補助率：定額、1／2以内、実施主体：農協等 〕

未利用・新飼料資源を活用したい

● **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
未利用資源活用対策 **R5当初：3億円の内数**

地域の未利用資源等の活用や製造方式の見直し等による栄養成分の安定化、製造コストの低減等に取組むため、飼料分析費、安全性調査、給与実証、飼料化実証に必要な器具・機材の導入を支援します。〔 補助率：定額、1／2以内、実施主体：生産者集団等 〕

● **飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち**
新飼料資源活用推進 **R4補正：30億円の内数**

新たな飼料資源を活用した飼料の製造・給与実証や生産技術の普及啓発の取組を支援することにより、国産飼料の利用拡大を図り、飼料自給率の向上を推進します。〔 補助率：定額、1／2以内、実施主体：生産者集団等 〕

草地の整備・改良をしたい

● **草地関連基盤整備＜公共＞** **R5当初：3,323億円の内数**

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進します。〔 補助率：1／2以内等、実施主体：都道府県等 〕

● **畜産クラスターを後押しする草地整備の推進＜公共＞**
R4補正：34億円の内数

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等のハード整備を推進します。〔 補助率：1／2以内等、実施主体：都道府県等 〕

● **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
リスク分散型草地改良推進 **R5当初：3億円の内数**

不安定な気象に対応したリスク分散等により、安定的に高収量を確保するための草地改良の取組等を支援します。〔 補助率：1／2以内、実施主体：生産者集団等 〕

● **飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち**
高栄養価牧草を用いた草地改良推進 **R4補正：30億円の内数**

既存のイネ科主体の草地等から高栄養価なマメ科牧草主体の草地への転換のための取組を支援します。〔 補助率：1／2以内、実施主体：生産者集団等 〕

● **飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち**
草地難防除雑草駆除技術等実証 **R4補正：30億円の内数**

特に防除の難しい難防除雑草の駆除技術の実証や、高品質な完全混合飼料（TMR）の安定供給を図る取組を支援します。〔 補助率：定額、1／2以内、実施主体：生産者集団等 〕

公共牧場を強化したい

● **公共牧場機能強化等体制整備事業** **R5当初：0.5億円**

公共牧場等における国産飼料の生産・供給、優良和牛の増産の取組に必要な草地改良、施設・機械整備等を支援します。〔 補助率：定額、1／2以内、実施主体：地方公共団体、生産者集団等 〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practices)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、
①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

○畜産におけるGAPの推進状況(2023年11月28日時点)

単位:経営体数

	合計	畜種別					
		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	備考
JGAP畜産認証取得経営体数	延べ305	54	86	56	52	32	実数:280経営体

注:1つの経営体で複数の畜種において認証取得している経営体があることから各畜種の合計と延べ数とは一致しない。

・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。
・2017年8月31日～2021年10月5日までGAP認証取得の準備段階であるGAP取得チャレンジシステムの運用。
・2021年3月8日から生産者自らがGAP認証取得に向けた準備状況をチェックできるGAP取組自己点検システムの運用を開始。

公益社団法人中央畜産会HP https://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html

酪農・畜産農家向けの金融支援策について

○　飼料や燃料等の価格が上昇しているため、**資金繰りに困っている場合**

実質無利子・無担保融資

・**農林漁業セーフティネット資金等**※1の融資について、**貸付当初５年間**は、**実質無利子**で融資が受けられます。
更に、**実質無担保等**での融資が受けられます。

※1 農林漁業セーフティネット資金、
経営体育成強化資金（負債整理のみ）　等

・**農林漁業セーフティネット資金**について、新型コロナに加え、物価高騰等の影響を受けた場合は、**年間経営費等の18/12**※2**又は1,800万円まで限度額を引き上げる特例**を設けています。

※2 簿記記帳を行っている場合

～農林漁業セーフティネット資金の概要～

償還期限：15年以内（据置3年以内）
借入金利：0.60%～0.85%（R6.1.18現在）
貸付当初５年間は実質無利子（最大2.0%の金利引下げ）
限度額　：年間経営費等の6/12※2又は600万円以内
①新型コロナの影響を受けた場合、
年間経営費等の12/12又は1,200万円以内
②物価高騰の影響を受けた場合、
年間経営費等の6/12又は600万円以内を別枠で措置

○　借り入れた**資金の返済に困っている場合**

返済猶予等の条件変更

・国は、**金融機関等関係者に対し、繰り返し、既往債務の返済猶予等の配慮を要請**しています。

➢ 令和４年11月、令和５年３月及び10月に、
農水省等担当部局連名で**畜産経営者に対する償還猶予等の対応**を要請
➢ 令和４年11月、令和５年３月及び11月に、
関係省庁連名で**資金繰り等の支援の徹底**を要請

さらに、より負債の返済負担を軽減したい場合は、

長期・低利の借換資金

・返済が困難となった農業者の方は、**畜産特別資金、経営体育成強化資金**などの**負債整理資金**の利用が可能です。

～畜産特別資金の概要～　ALIC事業

・肉用牛、酪農及び養豚経営については、毎年の返済額を限度として、長期・低利の借換資金の融資が受けられます。
・併せて、経営改善に向けた取組について、指導・助言を受けることができます。

償還期限：肉用牛・酪農　25年以内（据置5年以内）
養豚　15年以内（据置5年以内）
借入金利：1.00%（R6.1.18現在）

～経営体育成強化資金の概要～　公庫資金

・経営改善計画を策定し、期間中の5年間（特認10年間）における既往負債の支払金の合計額に対する借換資金の融資が受けられます。
・経営再建に必要な範囲内で、前向き投資資金も融資が受けられます（実質無利子化等の対象外）。

償還期限：25年以内（据置3年以内）
借入金利：1.00%（R6.1.18現在）

※その他、**農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）**が営農負債の借換に利用可能です。

○　最寄りの農協、日本政策金融公庫支店、信用農協連合会、銀行などにご相談ください。

みどり投資促進税制について

○　有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、
環境保全型農業に必要な有機質肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概　要

機械等と一体的に整備する建物等も対象になります！

・都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等 16%）の適用が受けられます。**

・本税制の適用は、租税特別措置法の規定により、**令和６年３月31日までの間**に、**認定実施計画**に基づき対象設備等を**取得し、当該事業の用に供した場合**に限られます。

① 生産者向け

＜対象となる設備等の要件＞

○ 以下について、メーカーが国の確認を受けた設備等であること
・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
○ 10年以内に販売されたモデルであること
○ 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム

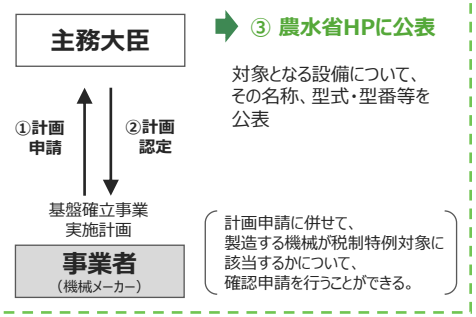

＜手続イメージ＞

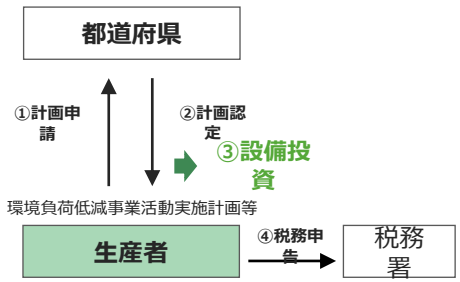

② 事業者向け

＜対象となる設備等の要件＞

化学肥料又は化学農薬に代替する資材を製造する専門の設備等であること

良質な堆肥を供給する自動攪拌装置

ペレタイザー

バイオコンポスター

＜手続イメージ＞

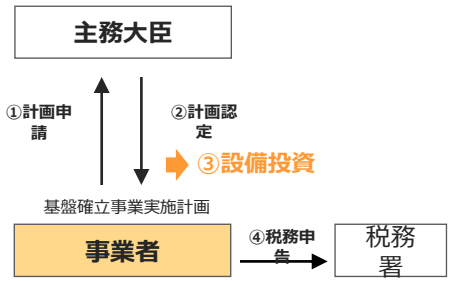

（参考）特別償却活用の効果

○ 環境負荷低減※1に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、**みどり投資促進税制**（特別償却）を活用することにより、**導入当初**の所得税・法人税負担が軽減されます。

※1 化学肥料・化学農薬の使用低減のことをいう。

【法人税における特例のイメージ※2】

法人税 ＝（益金－損金（償却額））× 税率

⇒ 特別償却により、**導入当初**において、**通常の償却額に一定額を上乗せ**した償却が認められます。

※2 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合がある。

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）

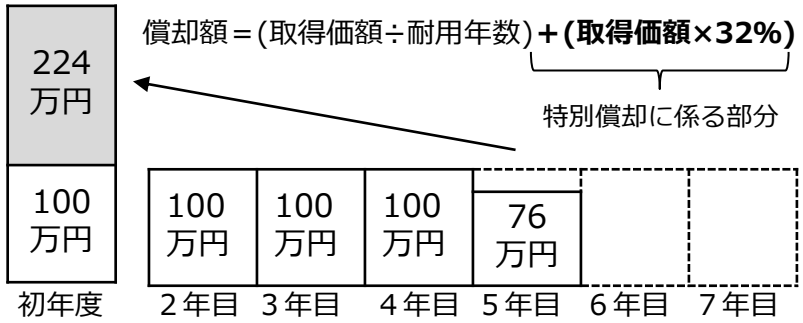

化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機

省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

約1,500万円の機械と約5,000万円の一体的な建物を整備した際の特別償却（機械32%、建物16%）

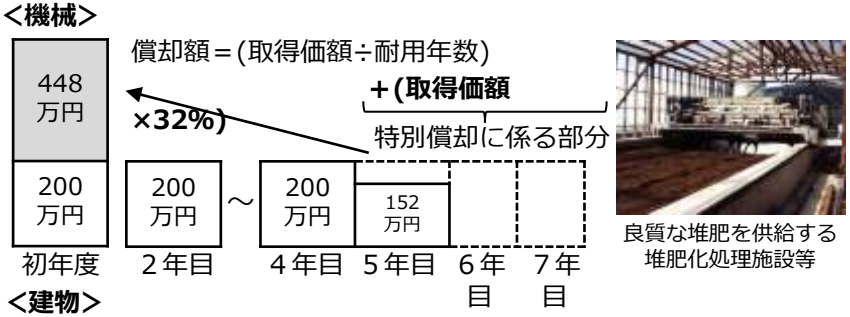

良質な堆肥を供給する
堆肥化処理施設等

総合的なTPP等関連政策大綱（畜産関係抜粋）

令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定

Ⅱ　ＴＰＰ等関連政策の目標　３　分野別施策展開

（1）農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の**生産基盤を強化**するとともに、新市場開拓の推進等、**確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる**。ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを生かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月策定）に基づき以下の具体的施策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、**輸出拡大のペースを加速する**。

- 官民一体となった海外での**販売力の強化**
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく**輸出産地の育成・展開**
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための**知的財産対策強化**

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など**収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化**することにより、**畜産・酪農の国際競争力の強化を図る**。国産チーズ等の競争力を高めるため、**原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進**する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、**肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化**や、**それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進**する。

②経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、**経営安定対策の充実等の措置を講ずる**。

○牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、**畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施**する。

- 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）及び肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について、法制化し、補填率を引き上げ（8割→9割）、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。
- 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。
- 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

（3）知的財産

TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示（GI）や植物新品種及び**和牛遺伝資源保護を進め、我が国農林水産物等の競争優位性を守る**ことで、**農林水産物の輸出を促進**する。

Ⅲ　今後の対応

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、**既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保する**ものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

Ⅳ　政策大綱実現に向けた主要施策　３　分野別施策展開

（1）農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は**生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化**、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJETRO・JFOODOの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したHACCP施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や**和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化**、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援）

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

（畜産クラスター事業による**中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充**、これを後押しする**草地の大区画化**、スマート農業実証の加速化、**和牛の生産拡大**、**生乳供給力の向上**、**豚の生産能力の向上**、畜産物のブランド化等の高付加価値化、**自給飼料の一層の生産拡大・高品質化**、**畜産農家の既往負債の軽減対策**、家畜防疫体制の強化、**食肉処理施設・乳業工場の再編整備**、**チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策**及び**生産性向上対策・生産性拡大対策**、製造設備の**生産性向上**、技術研修、**国際コンテストへの参加支援**、乳製品の国内外での**消費拡大対策**、**肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策**、**家畜排せつ物の処理の円滑化対策**）

○農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の着実な実施

②経営安定・安定供給のための備え

主要施策はⅡに記載されているとおり

（3）知的財産

○和牛遺伝資源の保護の促進

（和牛遺伝資源の流出管理対策の実施、知的財産的価値の保護の推進）